

産地発展促進事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、いちご、ねぎ、きゅうり、トマト等の全国トップレベルを目指す園芸品目の産地発展に向け、県内の農業者団体等が行う産出額の拡大に寄与する装置・機械・施設等の整備に関する事業の計画を知事が認定し、その事業に要する経費について一部を補助するとともに、当該事業計画を総合的に支援することにより、全国的に認知される園芸品目（目標産出額50億円）を育成し、本県農業振興の一助となるため実施する、産地発展促進事業費補助金（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において知事が認定する事業実施計画を「産地発展促進事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）という。

(事業の内容)

第3 本事業の事業実施主体、事業内容、採択要件等は、産地発展促進事業実施要領（以下「要領」という。）別表のとおりとする。

2 本事業の交付対象は要綱第2のとおりとする。

(申請)

第4 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記様式1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業評価委員会の設置)

第5 知事は、事業実施計画の評価にあたって、事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、審査会の設置に関しては、知事が別に定めるものとする。

(評価)

第6 知事は、第4の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その審査を審査会に依頼するものとする。

2 審査会は、前項の規定により依頼を受けた場合は、次に掲げる事項について審査し、その結果を知事に通知するものとする。

- (1) 事業目的及び計画の妥当性
- (2) 事業内容及び効果の妥当性
- (3) その他必要と認められる事項

(認定)

第7 知事は、第4の規定により申請があった場合は、第6第2項の規定による審査結果を参考に、認定することが適当であると認められるときは認定書を申請者に交付し、認定することが適当でないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(支援施策等)

第8 第7の規定により知事の認定を受けた申請者（以下「認定事業実施主体」という。）は、産地発展促進事業費補助金の交付を受けることができるものとする。

(事業の着手)

第9 事業の着手（機器・機械等の発注を含む。）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、認定事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記した補助金交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を知事に提出するものとする。

この場合、認定事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業の指導推進)

第10 知事は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、認定事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、園芸特産振興戦略プラン等他の計画、事業との整合性及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(事業計画の変更等)

第11 認定事業実施主体は、認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合には、要綱第5（1）の規定により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が要綱別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更であって、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

2 認定事業実施主体は、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、要綱第5（2）の規定により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、第7の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(事業遂行状況に対する助言及び調査)

第12 知事は、要綱第6の規定による報告を受け事業実施計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、当該認定事業実施主体に対し助言等を行うことができるものとする。

2 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(事業実施状況の報告等)

第13 認定事業実施主体は、要綱第11の規定により、当該年度における事業実施状況を知事に報告するものとし、知事は、その内容を踏まえ必要に応じて、事業実施主体を指導できるものと

する。

(書類の提出経由)

第14 この要領により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所を経由するものとし、地方振興事務所長は、必要に応じて写しを取り保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所を経由するものとする。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年5月18日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。